

議案第 24 号

桐生市奨学資金貸与条例等の一部を改正する条例案

桐生市奨学資金貸与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市奨学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(桐生市奨学資金貸与条例の一部改正)

第1条 桐生市奨学資金貸与条例(昭和32年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「全部」の次に「又は一部」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 就業していること。

第17条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号本文に規定する同項柱書に規定する返還免除に係る住所要件(以下この項において「返還免除に係る住所要件」という。)について、就業後に就業先からの命令により奨学生であった者の事情によらない事由(転勤、出向等)で桐生市から転出した場合は、その事由を証明する書類を提出した場合に限り、返還免除に係る住所要件に該当しているものとみなす。この場合において、市長は、奨学生であった者が再び桐生市に転入したときは、返還年度に返還すべき奨学資金の返還未済額の一部を免除することができる。

(桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 桐生市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例(令和6年桐生市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「次項において」を「以下」に、「改正前の桐生市奨学資金貸与条例」を「改正前の桐生市奨学資金貸与条例(以下「改正前の条例」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、改正前の条例の規定により既に奨学資金の貸与を受けている者が、施行日後に改正後の条例第3条第1項に規定する奨学資金の額(以下「改正後の奨学資金額」という。)への増額を希望する場合は、施行日の次年度から改正後の奨学資金額を貸与することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 24 号 桐生市奨学資金貸与条例等の一部を改正する条例案

返還免除型奨学金制度の創設に当たって、桐生市議会令和 6 年第 4 回定例会  
でのご議論を踏まえ、制度の変更を行うため、所要の改正を行おうとするもの  
です。